
プロジェクト リース

項目 第 396 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 396 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

すべてのリースについて資産及び負債を認識することの是非について聞かれた意見

2. オペレーティング・リースにはいわゆる民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられるが、借手の保護の程度が賃貸借契約とファイナンス・リースとは異なるため、賃貸借に係る使用権資産については、資産性が十分に認められるかを十分に検討する必要があると考える。また、リース負債として計上する金額について、解約不能期間における違約金が残債部分に係る金額よりも低く設定されている場合、当該残債部分に係る金額を負債として認識することが適切なのか疑問である。したがって、IFRS 第 16 号の規定と資産及び負債の定義との整合性について更に検討を行う必要があるのではないか。
3. 債務性を有しない引当金は確かに適正な期間損益計算の観点から負債に計上されるものであるが、IFRS 第 16 号におけるリース負債が IASB より 2018 年に公表された財務報告に関する概念フレームワークにおける負債の定義と整合しているか否かの論点と直接関連しないのではないか。

→第 2 項及び第 3 項の意見については、審議事項(5)-3 及び審議事項(5)-4 の論点として整理している。

財務諸表本表と注記の関係について聞かれた意見

4. 我が国において、パッシブ運用を行う財務諸表利用者も多く存在する。パッシブ運用を行う財務諸表利用者にとっては、財務諸表本表の方がより早く開示されることや財務諸表本表に計上されると数値を修正せずに財務数値を利用できるため、財務諸表本表で提供される情報の方が情報価値は高いものと考えられる。

→審議事項(5)-2 で記載された財務諸表利用者のニーズを補足する意見である。

5. 意見聴取を実施した対象者が限られたものであることを踏まえると、意見聴取で得られた情報及び当該情報に基づいた評価に関する記載については、財務諸表利用者全体の傾向と必ずしも整合的であるかどうかは確かではないため、慎重に表現すべきと考える。

→審議事項(5)-2における「財務諸表利用者のニーズ」では、意見聴取対象については限定されたものである記載を行っている。

減損会計の適用について聞かれた意見

6. オペレーティング・リースに係る使用权資産に対して減損会計が適用されることにより損失計上のタイミングが現行の会計基準から変わる可能性があるとする事務局の分析に同意する。

→当委員会事務局の分析に同意する意見である。

連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社の財務情報の整合性について

7. 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の適用に関して、国際的な会計基準と整合性が図られるまでの期間に関する連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社等の財務情報の不整合については、リース会計に特有のものではないという事務局の分析に同意する。

→当委員会事務局の分析に同意する意見である。

リース負債と負債の定義の関係について聞かれた意見

8. 延長又は解約オプションを公正価値で測定することが困難であるとの理由のために、延長又は解約オプションについてリースの独立の構成要素として負債を認識する方法は採用しないという理由には妥当性がないのではないかと。
9. 蓋然性の閾値が高く設けられているために、概念フレームワークの負債の定義と不整合ではないとする考え方の詳細について確認したい。

→第8項及び第9項について審議資料(5)-3で整理している。

以上